

3 用語の定義

I 職業紹介関係

1 一般

「常用」及び「臨時・季節」を合わせたものをいう。

2 常用（労働）

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

なお、「臨時」「日雇」の名義であっても雇用期間が4か月以上の場合、あるいは雇用期間が4か月未満であっても雇用契約の更新により、継続して雇用されることを予定されている場合は常用となる。

3 臨時・季節（労働）

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労（労働）するものをいう。

4 常用的パートタイム

雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労する者で、毎日就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1か月の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

5 臨時的パートタイム

1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者で、毎日就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1か月の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

6 日雇

労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び1か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

7 日雇的パートタイム

日々雇用されるか、又は1か月未満の雇用期間を定めて就労する者で、日々就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1週の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

8 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期間が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。

9 新規求職申込件数

期間中新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。

10 月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

11 紹介件数

求職者と求人の結合を図るため紹介した件数（他安定所からの連絡求人分への紹介を含む。）をいう。

12 就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所の紹介により就職したことを確認した件数（他安定所からの連絡求人分を含む。）をいう。

13 他県への就職件数

都道府県地域を越える広域職業紹介による就職件数をいう。

14 前月から繰越された有効求人数

前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

15 新規求人数

期間中新たに受付けた求人数（採用予定人員）をいう。

16 月間有効求人数

「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

17 他県への発求人延数

期間中に他都道府県へ連絡した求人の延数をいう。

18 他県からの受求人数

期間中に他都道府県から連絡を受けた求人数をいう。

19 充足数

自安定所の有効求人が、安定所（求人連絡先の安定所を含む。）の紹介により求職者と結合した件数をいう。

20 他県からの充足数

都道府県地域を越える広域職業紹介による充足数で、他県の求人連絡先安定所からの通報により就職を確認したもの。又は自安定所の有効求人到他県で居住する自安定所の求職者を充足させたものをいう。

21 雇用保険受給者（Ⓢ受給者）

雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給（広域延長給付、訓練延長給付、全国延長給付を含む。）を終了するまでの者をいう。

また、雇用保険受給者には、短時間受給資格者を含み、高年齢受給資格者、高年齢短時間受給資格者及び短期特例受給資格者は含まない。

22 求人倍率；倍

求職者数に対する求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得たものと、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たものとの2種類がある。

23 就職率；%

求職者数に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して得たものと、「就職件数」を「月間有効求職者数」で除したものとの2種類がある。

24 充足率；％

求人数に対する充足された求人の割合をいい、「充足数」を「新規求人数」で除して得たものと、「充足数」を「月間有効求人数」で除したものの2種類がある。

25 新規学卒者

学校教育法第3章～第4章に規定する中学校及び高等学校の新規卒業（予定）者（専攻科及び別科を除く）の卒業後の常用就職に係る取扱数をいう。

II 雇用保険関係

1 離職票交付枚数

離職による被保険者資格喪失の確認を行い、作成した離職票の枚数をいう。

2 受給資格決定件数

求職者給付を受けようとする者から提出された離職票に基づき、求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

3 初回受給者数

雇用保険受給期間内において、1回目の支給を受けた者の数をいう。

4 特定受給資格者数

受給者のうち、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者の数をいう。

5 受給者実人員

求職者給付（高年齢求職者給付金及び特例一時金を除く。）及び就職促進給付（就業手当のみ）を受けた受給資格者の実数をいう。

6 支給終了者数

所定給付日数又は各延長給付に相当する日数分の基本手当の支給を終えた受給者の数をいう。

7 給付制限件数

重責解雇又は自己都合により退職したこと（法第33条）、職業紹介又は公共職業訓練を拒んだこと（法第32条）などの理由により、受給者に対し一定期間基本手当を支給しないことを決定した件数をいう。

8 受給者数、支給人員

求職者給付、就職促進給付、雇用継続給付、教育訓練給付のいずれかの支給を受けた者の数をいう。

9 受給要件確認件数

雇用継続給付を受けようとする者から提出された受給資格確認手続きに基づき、当該給付を受ける資格があると決定した件数をいう。